

特殊土壌地帯対策の概要

平成18年12月

農林水産省農村振興局企画部農村政策課

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 特殊土壤地帯の特性 | 1 |
| 2. 特殊土壤地帯の分布 | 3 |
| 3. 「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」 の概要 | 4 |
| 4. 特殊土壤地帯対策の推進 | 5 |
| (参 考) | |
| 1. 「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」 | 7 |
| 2. 特殊土壤地帯指定地域一覧 | 8 |
| 3. 第11次特殊土壤地帯対策事業計画 | 9 |
| 4. 特殊土壤地帯対策事業計画に基づく事業と「後進地域 の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に 関する法律」による国の負担割合の引上げの関係 | 13 |

1. 特殊土壌地帯の特性

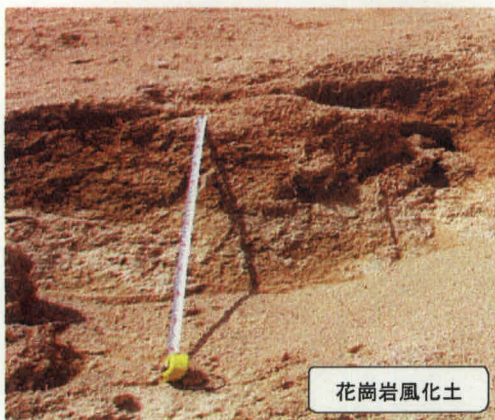
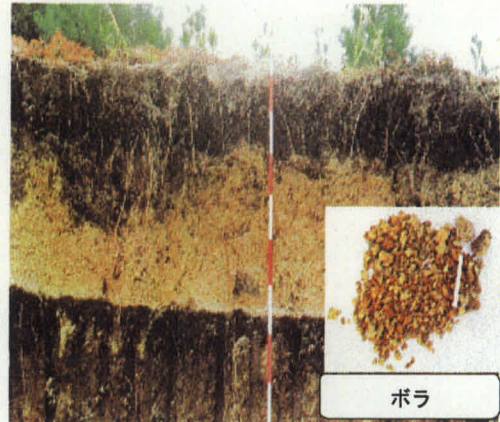
特殊土壌地帯は、

- (1) 特殊土壌（表-1のような特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等特に侵食を受けやすい土壌）で覆われ、
 - (2) 台風の来襲頻度が高く、
 - (3) 雨量が極めて多いこと、
- 等から災害が発生しやすく、農業生産にも不利な面がある。

表-1 特殊土壌の種類

| 名 称 | 性 状 | 特 性 | 分 布 |
|------------|---|---|-----------------------------|
| シラス | 多量の軽石を含んだ火山灰土砂でできた厚い層 (数十m~百m) | 乾燥すると凝固し、水分を含むと崩れやすい。大規模な崩壊、地すべり、土砂流出が発生しやすいほか、農地は干害を受けやすい。 | 鹿児島県、宮崎県南部、熊本県の一部 |
| ボラ | 桜島周辺に分布する火山噴火に伴い噴出した比較的新しい粗粒の軽石が堆積した層(数cm~数十cm) | 保水力が低く養分も乏しく作物の生育を著しく阻害。 | 鹿児島県(大隅半島) |
| コラ | 開聞岳から噴出した細粒の火山噴出物が凝固した不透水性の固い層 | 非常に固い層で植物の根を通しにくい。 | 鹿児島県(薩摩半島南部) |
| 赤ホヤ | 浮石質の火山噴出物が風化を受けた土壌で極度に空隙が多い | 植物の根の伸長を阻害し、土壌が流亡しやすい。 | 鹿児島、宮崎、愛媛、高知県の大部分と熊本、大分県の一部 |
| 花崗岩風化土(マサ) | 花崗岩が風化した腐植の少ない黄褐色の砂土又は砂礫土で粘質に乏しい | 降雨による崩壊、土砂流出が激しい。耕土は養分に乏しく、干害も起きやすく作物の生育は不良。 | 中国地方の大部分、九州、四国、近畿の一部 |
| ヨナ | 阿蘇火山からの噴出火山灰で粒子は細かく吸水性が高い | 雨が降れば道路は泥道となり乾燥すると非常に固くなる。河川の侵食や農地の表土流出が著しい。 | 熊本県北東部、大分県西部 |
| 富士マサ | 富士山からの噴出火山灰、火山砂、火山礫等が熔岩に堆積し著しく固結したものや黒ボクに混入し風化作用により凝結したもの | 通気性、透水性に乏しく作物の根の伸長を阻害し、干害を受けやすい。 | 静岡県北東部 |

図-1 特殊土壤の写真



2. 特殊土壌地帯の分布

(1) 特殊土壌地帯は、国土の約15% (57,452km²)

(2) 対象市町村は271 (一部指定を含む)

人口は全国の11% (1,361万人) H12国勢調査

(3) 特殊土壌地帯を含む県は

ア. 全域が特殊土壌地帯に指定……………5県

鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根県

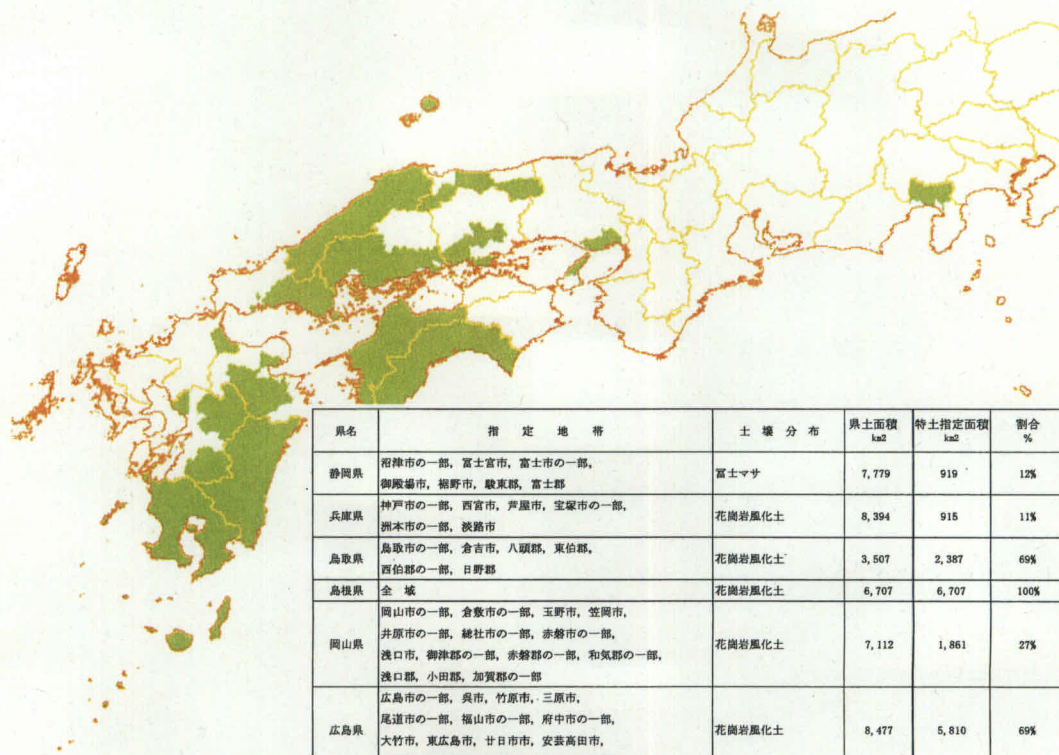
イ. 一部地域が特殊土壌地帯に指定……………9県

大分、熊本、福岡、山口、広島、岡山、鳥取、兵庫、静岡県

(4) 特殊土壌地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会の意見を聴いて、一定の要件の地域を指定 (土壌種類、雨量、台風頻度、災害の発生状況)

図-2 特殊土壌地帯の指定地域



| 県名 | 指定地帯 | 土壌分布 | 県土面積 km ² | 特土指定面積 km ² | 割合 % |
|------|--|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------|
| 静岡県 | 沼津市の一部、富士宮市、富士市の一部、御殿場市、裾野市、駿東郡、富士郡 | 富士マサ | 7,779 | 919 | 12% |
| 兵庫県 | 神戸市の一部、西宮市、芦屋市、宝塚市の一部、洲本市の一部、淡路市 | 花崗岩風化土 | 8,394 | 915 | 11% |
| 鳥取県 | 鳥取市の一部、倉吉市、八頭郡、東伯郡、西伯郡の一部、日野郡 | 花崗岩風化土 | 3,507 | 2,387 | 69% |
| 島根県 | 全 域 | 花崗岩風化土 | 6,707 | 6,707 | 100% |
| 岡山県 | 岡山市の一部、倉敷市の一部、玉野市、笠岡市、井原市の一部、総社市の一部、赤穂市の一部、浅口市、御津郡の一部、赤穂郡の一部、和気郡の一部、浅口郡、小田郡、加賀郡の一部 | 花崗岩風化土 | 7,112 | 1,861 | 27% |
| 広島県 | 広島市の一部、呉市、竹原市、三原市、尾道市の一部、福山市の一部、府中市の一部、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡、世羅郡 | 花崗岩風化土 | 8,477 | 5,810 | 69% |
| 山口県 | 宇部市の一部、山口市の一部、周南市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡 | 花崗岩風化土 | 6,111 | 2,854 | 47% |
| 愛媛県 | 全 域 | 赤ホヤ、花崗岩風化土 | 5,676 | 5,676 | 100% |
| 高知県 | 全 域 | 赤ホヤ | 7,105 | 7,105 | 100% |
| 福岡県 | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡 | 花崗岩風化土 | 4,975 | 566 | 12% |
| 熊本県 | 熊本市の一部、人吉市、荒尾市、玉名市、菊池市、阿蘇市、山鹿市の一部、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、球磨郡 | ヨナ、赤ホヤ 花崗岩風化土 シラス | 7,404 | 4,312 | 59% |
| 大分県 | 大分市の一部、別府市の一部、竹田市、杵築市の一部、臼杵市の一部、豊後大野市、由布市、速見郡、玖珠郡 | 赤ホヤ、ヨナ | 6,339 | 2,714 | 43% |
| 宮崎県 | 全 域 | 赤ホヤ、シラス 花崗岩風化土 | 7,734 | 7,734 | 100% |
| 鹿児島県 | 奄美群島 (奄美市、大島郡) を除く全域 | シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ 花崗岩風化土 | 9,187 | 7,892 | 86% |
| 合 計 | | | 96,507 | 57,452 | 60% |

3. 「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（「特土法）」の概要

(1) 「特土法」制定の背景

特殊土壌地帯は他の地域に比べ災害が多く、農業生産にも不利な面がある。このため、通常の対策では災害の防除と農業生産力の向上が困難であり、このことは、国家的、地域的な経済発展、住民福祉の向上にとって大きな障害となっていた。

(2) 「特土法」の制定及び改正の経緯

ア. 特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的として昭和27年4月25日に制定（議員立法、建設委員会、5年間の時限法）

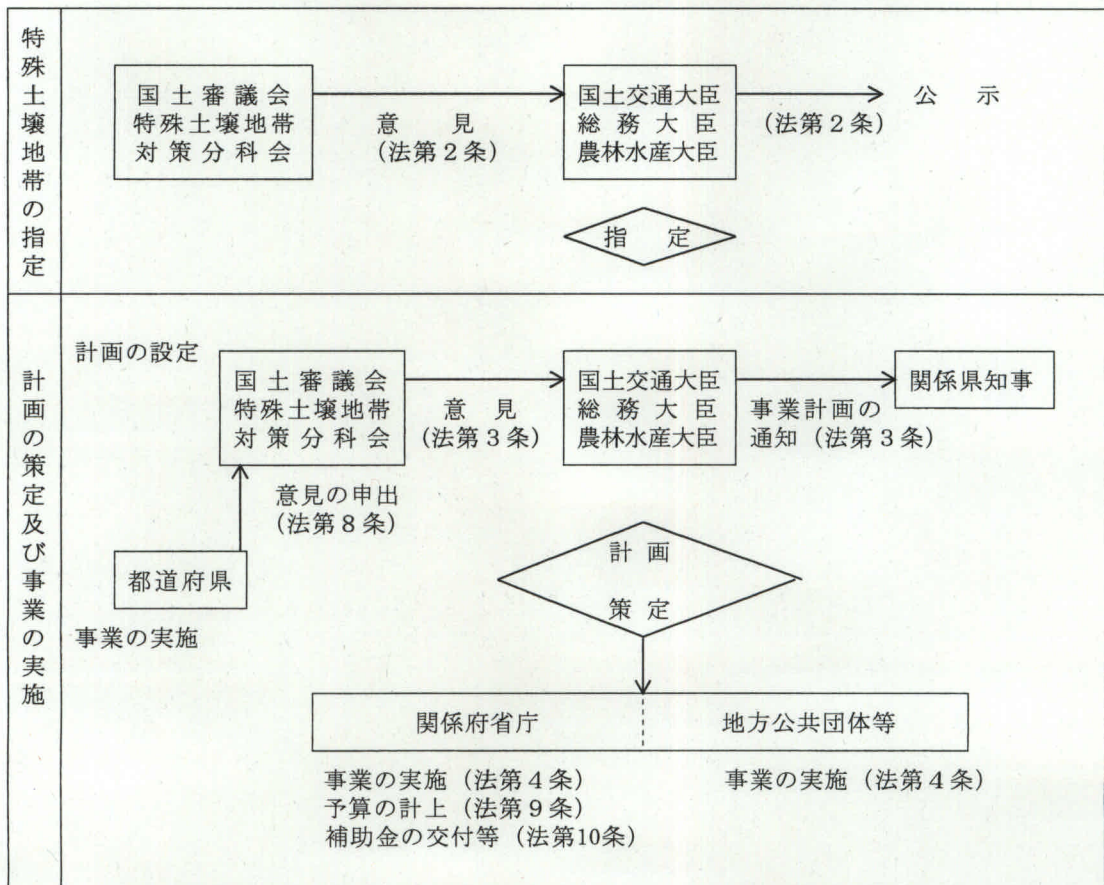
イ. これまで概ね5年毎に10回の期限延長。直近の延長は平成14年

ウ. 現行の「特土法」の有効期限は平成19年3月31日

（法制定と改正の経緯）

| | | | |
|-------|------------|------|------------|
| 法律制定 | 昭和27年4月25日 | 有効期限 | 昭和32年3月31日 |
| 第一次改正 | 昭和31年3月23日 | 有効期限 | 昭和37年3月31日 |
| 第二次改正 | 昭和36年5月20日 | 有効期限 | 昭和42年3月31日 |
| 第三次改正 | 昭和41年6月3日 | 有効期限 | 昭和47年3月31日 |
| 第四次改正 | 昭和46年4月20日 | 有効期限 | 昭和52年3月31日 |
| 第五次改正 | 昭和52年3月18日 | 有効期限 | 昭和57年3月31日 |
| 第六次改正 | 昭和57年3月31日 | 有効期限 | 昭和62年3月31日 |
| 第七次改正 | 昭和62年3月31日 | 有効期限 | 平成4年3月31日 |
| 第八次改正 | 平成4年3月31日 | 有効期限 | 平成9年3月31日 |
| 第九次改正 | 平成9年3月31日 | 有効期限 | 平成14年3月31日 |
| 第十次改正 | 平成14年3月27日 | 有効期限 | 平成19年3月31日 |

(3) 「特土法」の体系



4. 特殊土壌地帯対策の推進

(1) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、関係県知事に通知（法延長に合わせ5年ごとに事業計画を設定）。

(2) 特殊土壌地帯対策事業の実施状況

昭和27年から5か年毎に設定された事業計画（特土計画）は、これまで、治山、治水、農地改良等の対策事業を実施し、災害の未然防止に効果を発揮し、国土の保全に寄与している。

第1次～第10次までの計画では、5年間の対策事業及び事業量（事業費、国費）を計画内容としていたが、第11次計画では、公共事業のあり方に関する議論、法律延長時の国会決議等も踏まえ、計画を策定する意義、対策事業の内容及び対策事業の実施に当たっての配慮事項を内容とする計画としている。

表－2 特土計画の推移

(億円、%)

| 事業計画 | 計画額A | 実績額B | 進捗率 B/A |
|---------------|--------|--------|------------|
| 第1次（昭27～昭31） | 567 | 219 | 39 |
| 第2次（昭32～昭36） | 406 | 318 | 78 |
| 第3次（昭37～昭41） | 954 | 947 | 99 |
| 第4次（昭42～昭46） | 2,176 | 2,426 | 112 |
| 第5次（昭47～昭51） | 5,446 | 5,358 | 98 |
| 第6次（昭52～昭56） | 11,750 | 12,985 | 111 |
| 第7次（昭57～昭61） | 18,323 | 14,223 | 78 |
| 第8次（昭62～平3） | 18,802 | 18,303 | 97 |
| 第9次（平4～平8） | 24,981 | 24,086 | 96 |
| 第10次（平9～平13） | 19,581 | 23,825 | 122 |
| 第11次（平14～平18） | — | 14,248 | — |

※第11次実績額のうち、H18年度分は当初予算の金額であり補正予算を含まない。

(3) 特土計画に基づく優遇措置等

ア. 昭和36年度から、特土計画に基づく事業に対して、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」（後進地域開発特例法）による補助特例が適用されている。

現在、鹿児島、愛媛、島根など11県に対し県の財政力に応じて国庫負担率の引上げ措置が講じられている。

イ. 特土計画に基づく農地保全整備事業のうちシラスに係るものについて、その負担金に充てるために起こした地方債の元利償還金の一部が基準財政需要額に算入されている。

(4) 事業の実施

特殊土壌地帯対策事業は、「特土法」によるほか、それぞれの事業に関する法律等の規定に従い、国や地方公共団体等が実施。一部では予算措置による特例措置もある。

表-3 後進地域開発特例法による国庫負担率引き上げ率

| 県名 | 平14年度 | 平15年度 | 平16年度 | 平17年度 | 平18年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鳥取 | 1.23 | 1.23 | 1.23 | 1.23 | 1.23 |
| 島根 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 |
| 岡山 | 1.07 | 1.07 | 1.07 | 1.06 | 1.04 |
| 広島 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | 1.01 | — |
| 山口 | 1.11 | 1.11 | 1.11 | 1.12 | 1.10 |
| 愛媛 | 1.14 | 1.14 | 1.15 | 1.14 | 1.12 |
| 高知 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 |
| 熊本 | 1.15 | 1.15 | 1.15 | 1.15 | 1.13 |
| 大分 | 1.18 | 1.19 | 1.19 | 1.18 | 1.17 |
| 宮崎 | 1.21 | 1.21 | 1.21 | 1.21 | 1.20 |
| 鹿児島 | 1.19 | 1.19 | 1.20 | 1.20 | 1.19 |

表-4 その他の予算措置

| 区分 | 対象事業 |
|-------------|---------------------------------------|
| 1補助率のかさ上げ | ・ 国営かんがい排水事業（一定の規模のもの） 2/3 → 70% |
| 2事業メニューの特例 | ・ 畑地帯総合整備事業、緑資源公団事業の一部 （土壌改良を実施可能） |
| 3補助対象限度額の特例 | ・ がけ地近接等危険住宅移転事業 ・ 防災集団移転促進事業 |

参考 - 1

「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」

(昭和27年 法律第96号)

(目的)

第1条 この法律は、特殊土じょう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによつて、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とする。

(特殊土じょう地帯の指定)

第2条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土じょう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じょうをいう。以下同じ。)でおおわれ地形上年年災害が生じ、又は特殊土じょうでおおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じょう地帯として指定する。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(特殊土じょう地帯対策事業計画の設定)

第3条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第1条の目的を達成するために必要な特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の事業計画を定めたときは、これに関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業の実施)

第4条 前条第1項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律(これに基く命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国土審議会)

第5条 国土審議会(以下「審議会」という。)は、特殊土じょう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる。

第6条及び第7条 削除

(関係地方公共団体等の意見の申出)

第8条 関係地方公共団体その他の者は、第3条第1項の事業計画に関し、審議会に対して意見を申し出ることができる。

(国の予算への経費の計上)

第9条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第3条第1項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

(特別な助成)

第10条 国は、第3条第1項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条(補助金の交付)の規定に基く補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつ旋し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

2 国は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第22条(無償貸付)又は第28条(譲与)の規定にかかわらず、第3条第1項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則(抄)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、平成19年3月31日限りその効力を失う。

| 県名 | 指定地帯 | 土壌分布 |
|------|--|----------------------------|
| 鹿児島県 | 全域（奄美郡島（奄美市，大島郡）を除く） | シラス・ボラ コラ・赤ホヤ 花崗岩風化土 |
| 宮崎県 | 全域 | 赤ホヤ・シラス 花崗岩風化土 |
| 高知県 | 全域 | 赤ホヤ |
| 愛媛県 | 全域 | 赤ホヤ 花崗岩風化土 |
| 島根県 | 全域 | 花崗岩風化土 |
| 熊本県 | 熊本市の一部（旧秋津村），人吉市，荒尾市，玉名市，菊池市，阿蘇市、山鹿市の一部（旧城北村），合志市，玉名郡，菊池郡，阿蘇郡，上益城郡，球磨郡 | ヨナ・赤ホヤ 花崗岩風化土 シラス |
| 大分県 | 大分市の一部（旧鶴崎市，旧大南町，旧大分町，旧野津原町），別府市の一部（旧南端村），竹田市，杵築市の一部（旧奈狩江村，旧大田村を除く），臼杵市の一部（旧野津町），豊後大野市，由布市，速見郡，玖珠郡 | 赤ホヤ・ヨナ |
| 福岡県 | 行橋市，豊前市，京都郡，築上郡 | 花崗岩風化土 |
| 山口県 | 宇部市の一部（旧東岐波村），山口市の一部（旧鑄銭司村，旧大内村，旧徳地町，旧秋穂町，旧小郡町，旧阿知須町），周南市，防府市，下松市，岩国市，光市，柳井市，大島郡（周防大島町），玖珂郡（和木町），熊毛郡（上関町，田布施町，平生町） | 花崗岩風化土 |
| 広島県 | 広島市の一部（昭和30年3月当時の旧広島市を除く区域），呉市，竹原市，三原市，尾道市の一部（昭和29年2月当時の旧尾道市を除く区域），福山市の一部（昭和31年8月当時の旧福山市を除く），府中市の一部（旧上下町を除く），大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡，世羅郡 | 花崗岩風化土 |
| 岡山県 | 岡山市の一部（旧小串村，旧一宮町，旧津高町，旧高松町（旧加茂村を除く），旧足守町，旧興除村，旧藤田村，旧御津町，旧灘崎町），倉敷市の一部（旧西阿知町，旧福田町，旧連島町，旧藤戸町，旧児島市，旧玉島市，旧船穂町，旧真備町），玉野市，笠岡市，井原市の一部（旧芳井町及び旧日里村を除く），総社市の一部（旧常磐村，旧三須村，旧山手村及び旧清音村を除く），赤磐市の一部（旧熊山村を除く），浅口市，御津郡（建部町のうち旧福渡町を除く），赤磐郡（瀬戸町のうち旧玉井村を除く），和気郡の一部（和気町のうち旧佐伯村，旧石生村），浅口郡，小田郡，加賀郡の一部（吉備中央町のうち旧加茂川町及び旧大和村） | 花崗岩風化土 |
| 鳥取県 | 鳥取市の一部（旧河原町，旧用瀬町，旧佐治村），倉吉市，八頭郡，東伯郡，西伯郡の一部（大山町のうち旧上中山村及び旧下中山村，伯耆町のうち旧溝口町），日野郡 | 花崗岩風化土 |
| 兵庫県 | 神戸市（旧長尾村及び旧淡河村を除く），西宮市，芦屋市，宝塚市の一部（旧良元村），洲本市の一部（旧中川原村，旧安乎村，旧由良村，旧五色町），淡路市 | 花崗岩風化土 |
| 静岡県 | 沼津市の一部（旧原町），富士宮市，富士市の一部（旧吉原市，旧鷹岡町），御殿場市，裾野市，駿東郡，富士郡 | 富士マサ |

注：特土地帯の指定は、郡又は市を最小単位として行われ、県内の大部分の郡及び市が指定され得る場合は県内の全域が指定されている。

特殊土壌地帯対策事業計画（第11次）

平成15年3月24日付け国都地第180号国土交通大臣設定

平成15年3月24日付け総行地第33号総務大臣設定

平成15年3月24日付け14農振第2362号農林水産大臣設定

1. 計画策定の意義

特殊土壌地帯（特殊土^{じょう}地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「法」という。）第2条による指定地域。以下同じ。）は、台風の来襲頻度が高く雨量が極めて多いこと、シラス等の特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等侵食を受けやすい土壌で覆われていること等から土砂災害などの災害が発生しやすく、農業生産に関しても不利な面がある。このため、これまで法に基づく事業計画の下、治山、治水、農地改良等の対策事業が実施されてきたところである。

これまで本対策事業が実施された地域においては、災害の発生頻度の大幅な低下や、被害及び土砂流出量の大幅な軽減効果が確認されたり、農地改良等により栽培可能な作目範囲が拡大し、収益性の高い多様な農産物生産が可能となり地域の活性化が進んだ例などがみられる。このように、本対策事業は特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、特殊土壌地帯においては、依然として土砂災害危険箇所が多く、農業上も不利な土壌や地形条件を有していることから、現在でもなお対策を必要とする地域が残されている。

また、近年、特殊土壌地帯においても、都市化の進展等土地利用の変化に伴い、市街地や集落と山地が近接した地域が増加し、そうした新しい造成地での土砂災害がみられるほか、高齢化の進展に伴う災害弱者の増加等への対応も必要となっている。農業面でも、消費者の視点を重視した安全で安心な食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮など新たにに取り組むべき課題が生じてきている。

こうしたことから、引き続き必要な対策を実施するため、平成14年3月、法の一部が改正され、その適用期限が5年間延長されたところである。

一方、社会資本整備に関しては、施策の一層の重点化、効率化、透明性の確保等が強く求められており、そのため、厳格な事業評価の実施、関係する公共事業やソフト事業などの各種施策との総合的取組の推進及びコスト縮減の取組が必要となっている。また、国民の関心が高まりつつある環境問題への対応も必要となっている。今後の特殊土壌地帯対策の実施に当たっては、こうした観点にも配慮しながら推進していくことが必要である。

本計画は、以上のような認識と経緯を踏まえ、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業を積極的に推進するとともに、それら事業の在り方を明らかにするために定めるものである。

2. 特殊土壌地帯対策事業の内容

土砂災害等の災害に対し安心して暮らせる地域づくり、農業生産力の向上、さらには地域の活性化と国土資源の効率的利用に資するため、平成14年度から平成18年度までの5年間に、特殊土壌地帯において、次の災害防除及び農地改良に関する対策事業（以下

「特殊土壌地帯対策事業」という。また、その対象事業は別紙のとおりとする。)を推進する。

(1) 治山

災害に強い安全な国土づくり及び良好な生活環境の保全・形成を図るため、災害の発生の危険性が高い集落、市街地及び重要なライフラインに近接する地域等に対するきめ細やかな治山対策を推進する。

(2) 治水

安全で安心できる災害に強い国土づくりに向け、洪水等による災害の防止を図るための河川改修・ダム等のほか、災害弱者関連施設や重要交通網等に対する砂防・地すべりにかかる治水施設の整備を推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

災害発生箇所等緊要度の高い箇所において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組むとともに、急傾斜地崩壊危険箇所の増加を抑制し、安全で災害のない斜面づくりを推進する。

(4) 道路防災

豪雨等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、落石のおそれのある箇所等で防災対策を推進する。

(5) 農地防災・保全

特殊土壌地帯の農用地及び農業用施設における豪雨等による災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、洪水調節用施設の工事、農用地の侵食防止工事等の農地防災・保全対策を推進する。

(6) 農用地整備

特殊土壌の性質及び地形条件等の不利な点を補い、消費者ニーズに対応した生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくため、農業生産の基礎となる農用地整備を推進するとともに、農用地整備の前提となる基幹的農業水利施設及び農業用道路の整備を実施する。

農用地整備としては、消費者ニーズに対応した多様な農業生産を行うため、畑作や畜産の振興等を図ることとし、区画整理、用排水施設整備、土層改良等の工種を総合的に実施し農用地の高度利用を図る各種の総合整備事業、草地畜産基盤整備事業等を実施する。また、平地と比較してより条件が不利な中山間地域等における対策を推進するため、それらの地域で地域特性を生かした特色ある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する。

3. 特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、次の諸点に配慮して、その効率的・効果的な運営に努めることとする。

(1) 事業の評価

特殊土壌地帯対策事業については、事業評価の適切な実施等により、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ることとする。そのため、国は事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的に実施するとともに、関係県による補助事業の評価の実施を促進する。

(2) 事業間の連携等の推進

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、引き続き事業間の連携・調整を図るとともに、建設コストの縮減等により効率的・効果的な整備に努める。

(3) ソフト施策との連携

特殊土壌地帯対策事業による基盤整備の効果がより一層有効に発現されるよう、土砂災害等の災害危険区域の周知、警戒避難体制の整備、農地利用集積の促進、農業生産対策の支援等関連するソフト施策を併せて推進する。

(4) 環境との調和への配慮

特殊土壌地帯対策事業については、緑豊かな斜面空間の整備、多自然型川づくり、自然生態系保全型の農業用排水路の整備等、環境との調和に配慮した工法も積極的に導入しつつ推進する。

特殊土壌地帯対策事業

| 事業名 |
|----------------------------|
| 治山 |
| 直轄補助 |
| 治山地すべり防止 |
| 治水 |
| 河川改修 |
| 直轄補助 |
| 河川改修 |
| 都市河川改修 |
| 砂防 |
| 直轄補助 |
| 砂防地すべり対策 |
| 治水ダム |
| 急傾斜地崩壊対策 |
| 道路防災 |
| 特殊改良二種 |
| 災害防除 |
| 農地防災・保全 |
| 農地保全整備 |
| 地すべり対策 |
| 防災ダム |
| 農用地整備 |
| かんがい排水 |
| 国営かんがい排水 |
| 県営かんがい排水 |
| 農道整備 |
| 一般農道整備 |
| 中山間総合整備（農業生産基盤整備） |
| 畑作振興 |
| 畑地帯総合整備 |
| 土地改良総合整備 |
| 国営農用地開発 |
| 県営農用地開発 |
| 草地畜産基盤整備 |
| 畜産環境総合整備 |
| 緑資源公団 |
| 農用地総合整備 |
| 特定中山間保全整備（農用地整備及び土地改良施設整備） |

参考 - 4

(平成18年4月1日版)

特殊土壌地帯対策事業計画に基づく事業と「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による国の負担割合の引上げの関係

(○……………事業の全部が対象 △……………事業の一部が対象 ×……………該当なし)

| 事業区分 | | 特殊土壌地帯対策事業計画がなくても負担割合の引上げの対象となるもの ① | 特殊土壌地帯対策事業計画によってのみ負担割合の引上げの対象となるもの ② | ①、②の総合 |
|------------------------------|------------------------|--|---|--------|
| 治山 | 直轄 | | | |
| | 直轄治山 | ○ | | ○ |
| | 直轄治山激甚災害対策特別緊急 | ○ | | ○ |
| | 直轄地すべり防止 | ○ | | ○ |
| | 補助 | | | |
| | 山地治山 | △ | なだれ防止林造成を除く 左以外の地域での事業 | ○ |
| | 防災林整備 | △ | | △ |
| | 治山等激甚災害対策特別緊急 | △ | | △ |
| | 特定流域総合治山 | △ | | △ |
| | 災害関連緊急治山 | △ | | △ |
| | 地すべり防止 | △ | | △ |
| 災害関連緊急地すべり防止 | △ | △ | | |
| | 1、2級河川の流域での事業 | △ | | |
| | | △ | | |
| | | △ | | |
| 河川改修 | 直轄 | ○ | | ○ |
| | 補助 | | | |
| | 広域基幹河川改修 広域一般河川改修 | △ } 事業費5,000万円以上の事業 △ | △ } 左以外の事業 △ | ○ ○ |
| 砂防 | 直轄 | | | |
| | 直轄砂防 | ○ | | ○ |
| | 直轄火山砂防 | ○ | | ○ |
| | 直轄地すべり | ○ | | ○ |
| | 直轄砂防災害関連緊急 | ○ | | ○ |
| | 直轄地すべり対策災害関連緊急 | ○ | | ○ |
| | 補助 | | | |
| | 通常砂防 (総合流域防災事業分を含む) | △ | 左以外の地域での事業 | ○ |
| | 火山砂防 | △ | | △ |
| | 砂防激甚災害対策特別緊急 | △ | | △ |
| | 火山砂防激甚災害対策特別緊急 | △ | | △ |
| | 特定緊急砂防 | △ | | △ |
| | 災害関連緊急砂防 | △ | | △ |
| | 地すべり対策 | △ | | △ |
| | 地すべり激甚災害対策特別緊急 | △ | | △ |
| 特定緊急地すべり対策 (総合流域防災事業分を含む) | △ | △ | | |
| 災害関連緊急地すべり防止対策 | △ | △ | | |
| | 1、2級河川の流域での事業 | △ | | |
| | | △ | | |
| | | △ | | |
| | | △ | | |

| 事業区分 | 特殊土地帯対策事業計画がなくても負担割合の引上げの対象となるもの ① | 特殊土地帯対策事業計画によつてのみ負担割合の引上げの対象となるもの ② | ①、②の総合 |
|----------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 治水ダム | ○ | | ○ |
| 急傾斜地崩壊対策 (総合流域防災事業分を含む) | △ シラス対策のみ | × | △ |
| 道路特殊改良 | × | ○ 県が事業主体の場合に限る | ○ |
| 防災災害防除 | × | ○ 県が事業主体の場合に限る | ○ |
| 農地防災保全 | 農地保全整備 ○ 農地侵食防止 △ 農地開発を除く 特殊農地保全整備 △ 1、2級河川の流域での事業 地すべり対策 △ 防災ダム ○ | △ 農地開発 △ 左以外の地域開発事業 | ○ ○ ○ ○ |
| かんがい排水 | 国営かんがい排水 △ 客土及び農地開発事業を除く 県営かんがい排水 △ 農業用排水及び区画整理事業 | △ 客土及び農地開発事業 × | ○ △ |
| 農道整備 | 一般農道整備 △ 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、及び半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹的な農道 | △ 左以外の農道 | ○ |
| 中山間総合整備 | 中山間総合整備 △ 農業用排水及び区画整理 (農業生産) 基盤整備 △ 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、及び半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹的な農道 | △ 農地防災、客土、暗渠排水、その他の農用地の改良又は保全 △ 左以外の農道 | ○ ○ |
| 畑作振興 | 畑地帯総合整備 △ 農業用排水、農道及び区画整理事業 | △ 左以外の事業 | ○ |
| | (旧)土地改良総合整備 △ 農業用排水、農道及び区画整理事業 水田農業振興緊急整備 △ 農業用排水、農道及び区画整理事業 国営農用地開発 △ 農業用排水及び区画整理事業 国営農地開発 △ } 国営総合農地開発 △ } 国営草地開発 × ○ 県営農用地開発 △ 農業用排水及び区画整理事業 県営農地開発 × ○ 県営草地開発 × ○ 草地畜産基盤整備 × ○ 畜産環境総合整備 × ○ | △ 左以外の事業 △ 左以外の事業 △ 農地開発 △ } ○ △ 左以外の事業 ○ ○ 県が事業主体の場合に限る ○ 県が事業主体の場合に限る | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 緑資源機構事業 | 農用地総合整備 △ 農業用排水、農道及び区画整理事業 特定中山間保全整備 △ 農業用排水、農道及び区画整理事業 (農用地整備及び土地改良施設整備) | △ 左以外の事業 △ 左以外の農用地整備及び土地改良施設整備 | ○ △ |

- 注1 負担特例法の「適用団体」は都道府県。「開発指定事業」は、適用団体が国の負担金若しくは補助金の交付を受けて行い、又は国が適用団体に負担金を課して行う事業となっている。
- 2 (国の負担割合) = (開発指定事業に係る経費に対する国の通常の負担割合) × {1 + 0.25 × (0.46 - 当該適用団体の財政力指数) / (0.46 - 財政力指数が最少の適用団体の当該財政力指数)}、(ただし、9割が限度)
- 3 緑資源機構事業は、負担特例法によつて負担割合が引き上げられるのではなく、独自の補助金交付要綱により、負担特例法と同様の措置をとり負担割合が引き上げられている。